

事 務 連 絡

令和 2 年 9 月 7 日

各正会員

事務局責任者 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会

専務理事 森 谷 賢

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名につきまして、令和 2 年 8 月 28 日付け文書にて、別紙のとおり厚生労働省労働基準局長より当連合会に対して周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましても、本規則等の改正の趣旨をご理解いただき貴協会会員に対して、周知いただく等ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（担当：調査部 戒能、東）